

# 第18章

## 貿易政策・措置の監視

### 1. はじめに

貿易政策・措置の監視は、貿易自由化やルールの強化・拡充を目指した多角的貿易交渉機能や、貿易政策・措置をめぐる問題を解決するための紛争解決手続と並んで WTO の主要な機能の一つである。

WTO は元来、各協定に基づく通報義務等による透明性の確保、各種理事会や委員会、又は貿易政策検討制度（TPRM）における加盟国間の議論、さらには紛争解決手続を通じて加盟国による協定の遵守を図っている。このうち、特に、①各種委員会等を通じた個別政策・措置に関する議論、② TPRM に基づく加盟国の貿易政策審査、③ TPRM に基づく貿易監視報告書の発出は、加盟国の貿易政策・措置を明らかにし、相互に監視の目にさらすことで、貿易紛争に発展することを未然に防止する監視活動と位置づけることができる。

また、2008 年後半に端を発した経済危機以降、各国が自国産業保護や雇用保護のために保護主義的傾向を強める中で、WTO をはじめ各国国際機関は保護主義への対抗を目的として各国の貿易政策・措置に対する監視活動を強化した<sup>1</sup>。

このように、国際貿易に対する監視活動は、①国際通商ルールの遵守と、②保護主義の抑止・是正を目的として実施されてきたものである。一部先進国や新興国を中心に貿易紛争や保護主義的措置が拡がり、収束に向かっていないことをふまえれば、昨今、よりその重要性が増しているといえる。

本章では、WTO を含む各国国際機関が国際貿易をどのように監視しているかを概観するため、WTO 及び国際機関による取組みについて解説するとともに、その意義を紹介する。なお、本章における貿易政策・措置（貿易に関連する政策・措置）には投資に関連する政策・措置を含むものとする。

### 2. WTO による監視

#### （1）委員会等における監視

WTO の多くの協定は、加盟国に対し自国貿易政策・措置の通報や公表義務を課している。また、各協定の実施のため理事会や委員会（以下「委員会等」）を設置し、これらの委員会等は、個別の政策や措置の協定との整合性について多国間で議論を行う場として機能している。加盟国は、自国（及び場合によっては他国）の貿易政策・措置について通報・公表を行うことで自国政策に関する情報を開示し、これに対し、関心を有する国は当該措置に関するより詳細な情報提供や関係協定との整合性について委員会等の場で提起することができる。実際の委員会等における議論の内容は、協定整合性に関連するものが中心となるが、その判断のための情報提供や、当該政策の目的、経済合理性、産業界への影響、さらには WTO システム全体への影響など多岐にわたる。

懸念が解消されない限りは、年 2、3 回程度定期的に行われる委員会等において繰り返し問題提起

<sup>1</sup> 2013 年版不公正貿易報告書巻末参考資料『いわゆる保護主義的措置を巡る動向について』参照

されるため、対象となる措置・政策を導入している国（措置国）には、丁寧な情報提供や WTO 整合性に関する説明とともに、措置是正の検討が求められる。また、多国間での議論のメリットとして、同様に懸念を有する国が連携して問題指摘を行うことができるため、措置国にとって、二国間での働きかけに比べ、より効果的な措置是正の誘因となり得る。ただし、委員会等においては、紛争解決手続と異なり、是正の義務が課せられることはないため、措置是正は最終的には措置国の判断に委ねられる。

こうした委員会等を通じた監視は、物品貿易関連協定の他、GATS や TRIPS など多くの協定に導入されており、WTO の領域に関連するすべての措置を対象とし得る（WTO の機構については第 II 部総論図表 II 総-2 参照）。

委員会等における具体的な検討の様子については、第 II 部第 11 章基準・認証制度 1. (3) ③ (c) TBT 委員会の活用を参照。

## (2) 貿易政策検討制度（TPRM）国別審査

WTO 協定（マラケシュ協定）の附属書三は貿易政策検討制度（TPRM）を規定している。これは、全加盟国からなる貿易政策検討機関（TPRB）において、各加盟国の貿易政策・措置を、被審査国及び事務局が作成した報告書に基づき定期的に審査する制度である。その原型は、1995 年の WTO 設立に先行して、GATT 理事会の下での検討として 1989 年より開始された。1989 年以降 2023 年末までに累計 580 件<sup>2</sup>の審査が行われている。

TPRM の概要及び意義、課題は以下のとおりである。

### ① TPRM の概要

TPRM は、WTO 協定附属書三によれば、①加盟国の貿易政策・慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、②すべての加盟国による多角的貿易協定の遵守状況の改善に寄与し、③多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資すること、を目的としている。

全加盟国が対象となるが、審査の頻度は当該加盟国の世界貿易のシェアによって決定され、上位 4 カ国・地域（現在は日本、米国、中国、EU）は 3 年に一回、次の 16 カ国は 5 年に一回、その他加盟国は 7 年に一回となる。審査の対象となる「貿易政策や慣行」の範囲については協定上具体的な限定はないが、実務上は WTO 協定に関連する範囲にとどまらず、あらゆる貿易関連政策・措置を取り上げることが妨げられていない。

具体的な審査の手続は、次のとおりである。まず、加盟国は自国の貿易政策について TPRB に報告を行う義務があり、審査に際し、自国の貿易政策に関する詳細な報告書を作成・提出する。加盟国による報告に加え、事務局も被審査国の貿易政策・措置に関する報告書を別途作成する。事務局報告書の作成にあたっては、通常の WTO に対する通報や公表情報のほか、被審査国に対する照会や関係省庁へのヒアリング等を通じて、正確かつ最新の情報が被審査国から提供される。審査はこれらの被審査国作成報告書及び事務局作成報告書に基づき、書面による質問提出・回答、及びそれらに基づく審査会合での議論という形で行われる。

審査の基準について附属書三は、審査会合における検討は、対象となる加盟国の経済上及び開発上の広範なニーズ、政策及び目的の背景、並びに当該加盟国の対外的な環境を生じさせた背景に照らして行われると規定しており、抽象的な基準にとどまっているため、WTO の規律範囲を超えて普遍的な政策論について指摘を行うことも排除されていない。一方、実際の審査においては、被審査国は特定措置の WTO 整合性について説明を求められることが多い。TPRM の審査手続については、附属書三の他、TPRB が採択した手続規則<sup>3</sup>によってタイムフレームなどの細則が定められている。また、附属書三は定期的に TPRM の運用評価を行うことを定めており、1999 年以降、これまで 7 回の評価が行

<sup>2</sup> WTO, 2024, WTO Annual Report 2024([https://www.wto.org/english/res\\_e/booksp\\_e/anrep\\_e/ar24\\_e.pdf](https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/anrep_e/ar24_e.pdf))

<sup>3</sup> WT/TPR/G/Rev.4

われた。2016年12月に取りまとめられた第6次運用評価の最終報告では、近年、加盟国の増加により審査の運営が逼迫している状況に鑑み、審査間隔の変更が合意された。この結果を受け、2017年7月の一般理事会で附属書三の改正が承認され、2019年1月より、審査間隔はそれまでの2年、4年、6年から、3年、5年、7年に、それぞれ1年ずつ長くなった<sup>4</sup>。その他、運用評価の結果は手続規則の改正により反映されている。

審査の結果については、被審査国作成報告書及び事務局作成報告書とともに会合の議事録が審査の終了後速やかに公表されることとなっているが、審査での指摘事項に関して、制度上は、具体的な対応を担保する仕組みは設けられていない。附属書三は、「これらの協定に基づく特定の義務の実施若しくは紛争解決手続の基礎となること又は加盟国に新たな政策に関する約束を行うよう要求することを目的とするものではない」と規定しており、TPRMでの審査内容が紛争解決手続での事実認定の対象とはならないこと、また、審査会合での議論が被審査国に何ら措置是正の義務を課すものでないことを明示している。

## ② TPRM の意義

前述のように、制度上は被審査国に対し措置是正の拘束力を有するものではないが、実務面では様々な意義を指摘できる。ここでは、(a) 透明性の向上、(b) 問題発見の機会、(c) 多面的視点による検討、(d) 国際通商ルールの理解促進という4つの側面から、TPRMの意義を紹介する。

### (a) 透明性の向上

まず、TPRMは、WTOの全加盟国を対象とした貿易政策・措置に関する透明性の向上に貢献している。審査の周期に開きはあるものの、WTOの全加盟国が審査の対象となり、また、その検討項目は貿易に限らず投資、知的財産、エネルギー、税制・補助金、競争、FTA/EPAなど多岐にわたるため、非常に広範な情報を定期的に加盟国に提供する枠組みとして他に例を見ない。報告書はもちろん、加盟国からの質問、被審査国からの回答、関連するステートメント等は事後的にすべて公開されるため、加盟国間の相互監視が働き、被審査国に対して協定違反のおそれのある措置の導入を抑制し、又は撤廃を促す効果が期待される。

### (b) 問題発見の機会

また、制度上、TPRMは紛争解決手続での事実認定の対象となるものではないが、透明性向上により、TPRMにおける情報収集やWTO整合性に関する議論が問題発見の端緒となることがある。特に情報収集能力やリソースに制限がある国にとっては、定期的かつ網羅的な貿易政策の審査が行われることで、自国にとって問題となり得る措置の存在を認知し、措置是正や、他国から紛争解決手続を開始されることの未然防止に向けた対応の起点とすることが可能となる。

### (c) 多面的視点による検討

検討の視点も、紛争解決手続や委員会等に比べ、より多面的である。措置の違法性自体を問う紛争解決手続や、関連協定との整合性を中心に議論する委員会等とは異なり、協定整合的な措置についても経済合理性等の観点から問題提起することができる。実際の事務局作成報告書や加盟国からの質問では、例えば対内外直接投資や競争、エネルギー分野等に関してこうした協定整合性以外に関する指摘も多く見られ、協定整合的な措置を含むより広範な政策・措置を対象として監視を行える利点がある。

### (d) 国際通商ルールの理解促進

さらに、被審査国自身にとっても、質問への回答作成作業や審査会合での議論を通じて、自国政策の合理性やWTO協定整合性を再考することになるため、作業に関与する多くの政府関係者の国際通商

<sup>4</sup> WT/L/1014

ルールに対する認識を深める機会となり、ひいては、被審査国の政策と WTO 協定との整合性の向上が期待される。特に新規加盟国や途上国の政策立案者にとっては、WTO 協定に対する理解を深めるキャパシティ・ビルディングの一環としても機能する。

### ③ TPRM の課題

このように、TPRM は、WTO における監視機能の一部として、多国間貿易体制への貢献が非常に大きいと言えるが、一方で課題も指摘しうる。

TPRM の審査の周期は世界貿易シェアのみによって決定されるため、国によっては審査の頻度が低く、特に世界貿易シェアはまだ大きくはないものの多国間貿易体制に影響力を持つ新興国に対して、実効性ある監視を及ぼせていない懸念がある。例えばブラジルやインド、韓国、インドネシア等は国際貿易における主要なプレイヤーであり、かつ、貿易政策の策定、改廃を頻繁に行っているため、5年に一度の審査では、こうした政策発展に対し時宜を得た効果的な監視を行えない。結果的に、審査頻度が低い加盟国に対しては TPRM を有効に活用することは難しく、委員会等や紛争解決手続による問題解決に依拠せざるをえない。

## (3) 監視制度の効果的活用

WTO には、TPRM の他、前述の委員会等や紛争解決手続など、協定の遵守確保のため多層的に制度が設けられており、より効果的に協定遵守を図る観点からは、加盟国はそれらを最適に組み合わせ、問題となる政策・措置に対処することが望ましい。例えば、TPRM において広範な情報収集と初期的な議論を経た上で、委員会等でより仔細に個別措置の協定整合性について議論を行い、違法性に関する疑義が払拭できない措置については紛争解決手続の活用に進む、違法性やコストの観点から紛争解決手続を活用しにくい事案や短期的な解決を望む事案については委員会等や TPRM における指摘に留めるなど、当該措置の性質、影響の度合い、費用対効果、問題解決の速度などを総合的に考慮した上で最も適切に対応できるよう制度を活用することが重要である。

## (4) TPRM に基づく監視報告書（TPRM モニタリングレポート）

前述の委員会等における監視や TPRM は WTO に従来から備わっている機能であるが、2008 年の経済危機を発端として各国が保護主義的な貿易政策・措置を拡大する傾向を強めたことを受けて、WTO は、WTO 協定附属書三を根拠として新たな貿易監視を開始した。

これは、保護主義的措置の動向を把握するため、定期的に WTO 加盟国の貿易関連措置を調査し、当該措置に関する報告書を作成、公表するものである。また、これと並行して、G20 首脳からの要請を受け、OECD 及び UNCTAD と協働して、G20 諸国についても同様の報告書の作成を開始した（詳細は後述の(5) WTO・UNCTAD・OECD 共同の監視報告書（共同モニタリングレポート）を参照）。

### ① 報告書の作成経緯

WTO による経済危機への対応の一環として、WTO 事務局長は 2008 年 10 月の一般理事会において、WTO 事務局内に経済危機が WTO ルールに与える影響を検討する作業部会を設立すると表明した。

2009 年 1 月、WTO 事務局長は非公表の作業文書として、作業部会が取りまとめた貿易措置の監視結果を WTO 加盟国へ報告した。本報告は、WTO 事務局長の責任の下、WTO 協定附属書三のパラグラフ G（国際貿易環境の進展に関する概況報告）に基づいて実施され、多角的貿易体制に影響を及ぼす政策に関して事実の報告を行ったものであり、何ら法的な効果や含意を与えるものではないとされた。

この監視活動は 2009 年 2 月の TPRB 非公式会合にて加盟国から正式に承認され、これまでに四半

期ないし半年を対象とした報告書が合計16回（2009年4月から2023年7月）、年次報告が合計16回（2009年11月から2024年11月）作成されている<sup>5</sup>。

## ②報告書の概要

報告書は、調査対象期間中に各国が採った政策・措置を、国別に表に取りまとめている。その対象は数量制限、関税引上げ、貿易救済措置の調査・発動など物品貿易にかかる措置やサービス貿易にかかる措置のほか、必ずしも直接的にWTO協定の規律対象とはならない各国の景気刺激策や金融機関支援策にまで及んでいる。さらに、こうした貿易制限的措置の解除を含む貿易促進的な措置も掲載されている。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、2020年7月以降に公表された報告書では、各国で採られた新型コロナウイルス感染症対応のための貿易政策・措置についても記載されている。

ただし、報告書はその目的を純粋に事実の報告としており、加盟国の権利義務に対する法的な影響力を持たないこと、掲載された措置についてWTO整合性や保護主義的性格に関する判断・示唆を行うものではないことを明記している。

報告書の作成にあたっては、事務局はまず、WTO加盟国による自他国の貿易政策・措置に関する通報（WTO協定に基づく義務又は任意の通報の他、事務局長からの情報提供要請に対する返答など）や各種公的機関からの情報を元に、加盟国の採った措置に関する情報を収集する。情報収集を行った後、当該政策・措置に関して編纂した情報を加盟国に照会し、その正確性を確認する。加盟国による確認がとれなかった情報については、その旨を付記して掲載されている。

報告書はTPRMの年次会合に報告され、会合では各加盟国が報告内容に対する意見を述べるが、上記のとおり報告書自体はWTO整合性等の判断を行うものではないため、TPRMのような審査は行われていない。なお、報告書及び会合の議事録は一般にも公表される。

## （5）WTO・UNCTAD・OECD 共同の監視報告書（共同モニタリングレポート）

### ①作成の経緯

経済危機発生直後の2008年11月にワシントンで行われたG20において、市場開放的な世界経済へのコミットメントとして、今後12ヶ月の間にG20諸国が投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、WTOと整合的でない輸出刺激策をとらないとの首脳宣言が合意された。また、同月の世界経済に関するAPEC首脳リマ声明においても、ワシントン・サミットと同様に、保護主義の自制について政治的決意が表明された。このように保護主義対抗の機運が高まる中、WTOによるTPRMモニタリングレポートの公表も踏まえて、2009年4月のロンドン・サミットにおいて、G20首脳はWTOに対し、他の国際機関とそれぞれの権限の範囲内で協働しつつ、保護主義自制のコミットメントに関するG20諸国の遵守状況を監視し、四半期毎に公表するよう求めた。当該要請に基づき、同年9月より、WTO、OECD、UNCTADの3機関が、各機関の事務局長連名でG20各国の貿易及び投資措置について報告を行っている。

### ②共同モニタリングレポートの概要

報告書は、当初は貿易関連措置、景気刺激策、金融機関に対する措置、投資関連措置の4分野を対象としていたが、近年では、経済・貿易概況、貿易関連措置、サービス貿易、知財関連措置及び投資関連措置の5分野を対象としている。上記の各分野における動向を総括する他、国別に措置を一覧化し、さらに補論として措置が貿易量に与える影響の定量的推計を行っている。

内容は貿易に関する部分と投資に関する部分に大別されており、貿易に関してはWTO事務局が単独

<sup>5</sup> 直近の四半期ないし半年を対象とした報告書は2023年7月に（WT/TPR/OV/W/17）、年次報告書は2024年11月に（WT/TPR/OV/27）公表。

で執筆している。貿易関連の国別措置一覧については、WTO が収集した同一の情報に基づいて TPRM モニタリングレポートと共同モニタリングレポートの両方が作成されており、G20 諸国に関しては両方の報告書に共通の情報が掲載される。投資関連措置については、OECD と UNCTAD の事務局が、各機関が収集している情報に基づき共同で作成している（OECD 及び UNCTAD の活動については 3. WTO 以外の国際機関による監視を参照）。なお、執筆者として連名にはなっていないものの、IMF も報告書の作成に一部関与している。

本報告書は、TPRM モニタリングレポートと同様に、加盟国の権利義務に対する法的な影響力を持たないこと、掲載された貿易・投資措置について各国際機関の協定適合性や保護主義的性格に関する判断・示唆を行うものではないことを明記している。

2009 年 9 月の第 1 回発出以降、経済危機当初の 2010 年までは四半期ごとに、2011 年以降は半年ごと、2024 年以降は 1 年ごとに発行されており、直近では 2024 年 11 月<sup>6)</sup>に公表された。2020 年 6 月以降に公表された報告書では、G20 諸国に限定して、各国で採られた新型コロナウイルス感染症対応のための貿易政策・措置も記載されている。

なお、G20 サミットは本監視活動の継続・強化を求める宣言を継続して行っている。

### ③国際機関間の連携

上記のとおり、本報告書は G20 の要請を受けて WTO、UNCTAD、OECD が協働して実施しているものだが、従来、別個に活動していた貿易分野の監視（WTO）と、投資分野の監視（OECD、UNCTAD）が連携し情報を共有・統合することで、国際機関共同による貿易投資の世界的監視ネットワークが形成された点は意義深い。現在はこの監視ネットワークの対象は G20 諸国にとどまっているが、従来の TPRM 審査や後述する UNCTAD、OECD による経済危機以前の監視活動（世界投資報告書の発出や、投資の自由化プロセスの実施）に比べ情報の収集・報告の頻度が高く、世界の多国間貿易・投資体制の現状を知る際に有益な情報を提供している。

なお、WTO と他の国際機関間の連携の可能性については、WTO 協定 3 条 5 項<sup>7)</sup>が、OECD、UNCTAD を挙げてはいないものの明示的に認めている。

また、本活動の法的根拠を見ると、G20 ロンドン・サミットの首脳宣言が『他の国際機関とそれぞれの権限の範囲内で協働しつつ』と要請したように、本報告書の作成にあたっては各機関の既存の権限・業務の枠内で作業が行われている。具体的には、WTO は WTO 協定附属書三を法的根拠として、TPRM の目的に資するものとして本活動を実施している。

## (6) WTO による監視の評価

図表 II - 18 は、これまでに述べた TPRM（国別審査）、TPRM モニタリングレポート、及び、WTO、OECD、UNCTAD による共同モニタリングレポートの概要を比較したものである。数年に一度の頻度で実施される TPRM（国別審査）に対して、2 つのモニタリングレポートは約半年に一度と報告の頻度が高く、また、共同モニタリングレポートは、投資分野の政策・措置も対象範囲に含んでいることから、監視の対象範囲が広い点に特徴がある（TPRM でも実務上、一部投資関連措置が含まれる）。

その一方で、TPRM（国別審査）のみが審査会合を実施していることから、書面での質疑や会合での指摘を通じ、最も相互監視のプレッシャーが強く働くと考えられる。また、TPRM が協定の遵守を目的とするため協定整合性という実際上の評価基準を有するのに対し、純粹に事実の報告を目的としている 2 つのモニタリングレポートは何らかの基準に基づいて個別措置の評価を行うものではないため、この点からも TPRM（国別審査）の方がより措置是正の誘因が働きやすいと考えられる。

<sup>6)</sup> [https://www.wto.org/english/news\\_e/news24\\_e/trdev\\_13nov24\\_wto\\_report\\_e.pdf](https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/trdev_13nov24_wto_report_e.pdf)

<sup>7)</sup> 3条5項では、「世界貿易機関は、世界的な経済政策の策定が一層統一のとれたものとなるようにするため、適当な場合には、国際通貨基金並びに国際復興開発銀行及び同銀行の関連機関と協力する。」と書かれている。

&lt;図表 II-18-1&gt; WTO による監視の概要

		TPRM (国別審査)	TPRM モニタリングレポート	WTO、OECD、 UNCTAD 共同モニタリン グレポート
制度的 背景	根拠協定・ 条文	WTO 協定附属書三	WTO 協定附属書三 パラグラフ G	WTO 協定附属書三パラグ ラフ G (WTO 担当部分)
	実施主体	WTO 事務局 (TPR 部) 及 び各加盟国	WTO 事務局 (TPR 部)	WTO 事務局 (TPR 部) 及び各機関の事務局
	目的	透明性の確保と協定遵守	透明性の確保 (純粋に事実の報告)	透明性の確保 (純粋に事実の報告)
実施 内容	対象国	WTO 全加盟国	WTO 全加盟国	G20 諸国
	対象項目	貿易政策・慣行 (投資措置を含む)	貿易関連措置	貿易・投資関連措置
	頻度	3年～7年に一回	約半年に一回	約一年に一回
	実施内容	報告書の作成 書面での質疑応答 審査会合の実施	報告書の発出 (TPRB 年 次会合への報告)	報告書の発出 (G20 への報告)

### 3. WTO 以外の国際機関による監視

冒頭で述べたように、本章は国際貿易・投資に対する国際的監視の全容を俯瞰することを試みるものである。貿易監視については、WTO が中心的にその役割を果たしている他、UNCTAD や IMF、世銀でも若干の活動が行われている。例えば UNCTAD では、後述の投資関連報告書の他にも、貿易開発報告書の発出、サービス貿易政策の審査（要請に基づいて実施）、競争政策のピアレビューなどを行っている。ただし、UNCTAD の組織目標は途上国の開発支援であるため、これらの貿易に関連する分析は、貿易と開発、貿易からの裨益、キャパシティ・ビルディング、協力等の観点から行われるものがほとんどであり、定期的な政策発展のモニタリングなどは行われていない。また、後述のとおり、IMF や世銀も、各機関の本来任務に付随して貿易に関する調査を行っているが、いずれも本章で取り上げる監視とは性質を異にしている。

このため本章では、貿易監視については前記のとおり WTO を取り上げ、これを補完するものとして、UNCTAD、OECD による投資監視について以下に解説する。

#### (1) 国際連合貿易開発会議 (UNCTAD)

国連貿易開発会議 (UNCTAD) は投資政策・措置に関して下記の 2 つの報告書を作成・公表しており、経済危機後の G20 による要請を受け、これらの報告書を活用して共同モニタリングレポートを作成している。

### ① 世界投資報告書（World Investment Report）

UNCTAD は貿易や投資に関する各種報告書を公表しており、特に投資政策の進展の調査・報告を目的としたものとして、1991 年より毎年、世界投資報告書（World Investment Report）を公表している（最新版が 2024 年版<sup>8</sup>）。

UNCTAD は加盟国の海外直接投資（FDI）に関する政策の変更に関する情報を 1992 年から定期的に収集してデータベース化しており、本報告書及び後述する投資政策監視報告書の作成に活用している。

報告書には、投資や FDI の、世界、地域、国の各レベルでの動向が記載されているほか、投資協定（IIA）を含む国際的な投資制度など、年ごとの重要項目が扱われる。監視の文脈では、最近の政策の進展に関する情報が重要であり、各国の投資に関する政策、国際的な投資協定（IIA）や投資章を含む FTA の動向、投資仲裁（ISDS）の動向等が調査されている。また、持続可能な開発目標（SDGs）における投資や、デジタルガバナメントと投資促進等についても述べられている。このうち、各国の投資政策における総評では、各国が調査期間中にとった投資政策について、投資の自由化・促進に資するか投資を制限するかの分類を行ったうえで、全体としての傾向を報告しており、例えば 2024 年版報告書では、2023 年中に世界で新たにとられた措置のうち、開発途上国による措置の 86 % が投資促進的である一方、先進国による措置の 57 % が投資制限的であると述べている。ただし、個別国の措置に関してはいくつかの例示を除いて掲載していないため、個別措置の是正の誘因となることは期待されない。

### ② 投資政策監視報告書（Investment Policy Monitor）

UNCTAD は、経済危機後のロンドン及びピッツバーグ・サミットにおける G20 からの要請を受け、2009 年 12 月より、世界投資報告書と並行して、おおよそ年 2～3 回の頻度（特集版を含む）で、各国の投資に関する政策の動向を報告する投資政策監視報告書（Investment Policy Monitor）を発行している（最新の通常版は 2025 年 2 月公表<sup>9</sup>、特集版は 2022 年 9 月公表<sup>10</sup>、）。

内容（特集版を除く）としては、世界投資報告書の第 3 章（最近の政策の進展）をさらに詳細化したものとなっており、国別に調査期間中の投資に関する政策措置がまとめられている。国別の政策・措置は 4 つの類型（①投資の参入、②投資家の待遇、③投資促進、④投資維持・送金）に分類され、各措置の具体的内容とその情報源が一覧化されている。評価に関しては、世界投資報告書と同様、全体の傾向を紹介するに留めている。

本報告書は UNCTAD 加盟国を対象としているが、このうち、G20 諸国の措置に関する情報は共同モニタリングレポートに転用される。

## （2）経済協力開発機構（OECD）

OECD による投資に係る国際取決めの策定については、第 III 部第 5 章（投資）を参照<sup>11</sup>。

### ① 投資の自由ラウンドテーブル

OECD では、投資委員会における政府間フォーラムとして、投資の自由ラウンドテーブル（Roundtable on Freedom of Investment）が 2006 年より実施されている。

本ラウンドテーブルでは、ブラジル、中国、インド、南アフリカなど OECD 非加盟国を含む 61 カ国の政府代表が招待され、投資政策に関する意見交換を行っている。年 2 回程度開催され、2025 年 2 月までに 37 回が開催された。

本ラウンドテーブルは、①投資に関する標準の策定とガイドラインの開発、②投資政策の監視、③調査研究をその目的としており、このうち、投資政策に関する監視については、事務局が投資政策報告書

<sup>8</sup> <https://investmentpolicy.unctad.org/publications/1295/world-investment-report-2024-investment-facilitation-and-digital-government>

<sup>9</sup> [https://unctad.org/system/files/official-document/diaepcbinf2025d1\\_en.pdf](https://unctad.org/system/files/official-document/diaepcbinf2025d1_en.pdf)

<sup>10</sup> [https://unctad.org/system/files/official-document/diaepcbinf2022d8\\_en.pdf](https://unctad.org/system/files/official-document/diaepcbinf2022d8_en.pdf)

<sup>11</sup> OECD に関しては、第 II 部第 7 章（補助金・相殺措置）では WTO 補助金協定と OECD 輸出信用アレンジメントの関係について、第 III 部第 7 章（電子商取引）では電子商取引に関する OECD ガイドラインについて記述している。

(後述)を作成している。

## ②投資政策報告書 (Inventory of investment policy developments)

投資の自由ラウンドテーブルで収集した情報は投資政策報告書 (Inventory of investment policy developments) として、半年～1年に1回程度発行され、2009年10月の第1回報告から、2024年11月<sup>12)</sup>の第31回報告まで行われている。

本報告書の内容は、投資の自由化ラウンドテーブルに参加する61カ国の投資政策について、国別に、投資政策・措置 (Investment policy measures)、国家の安全保障に関連する投資措置 (Investment measures relating to national security)、その他 (Other developments) の3つに分類して、具体的な措置内容と情報源を記載している。ただし、報告書中では導入された政策の評価は一切行われていない。

また、本報告書に記載されているG20に関する情報はWTO、UNCTADとの共同モニタリングレポートでも報告されている。

## (3) その他 (IMF、世銀)

IMFは国際通貨体制の安定性維持のため、加盟国の経済・金融政策のモニタリングを行っている。サーベイランス (政策監視) と呼ばれるこの監視活動では、IMFのエコノミストが加盟国を訪問し、加盟国政府や中央銀行と為替レートや金融・財政政策を中心に協議を行い、結果を理事会に報告する。貿易政策に関しては、国際通貨体制の安定に関連する貿易収支といったマクロの動向に影響を与えるかどうかを検討されるが、あくまで、国際通貨体制の安定性維持という目的に必要な限りにおいてのみ取り上げられ、貿易政策自体の監視や審査を目的としたものではない。

また、世銀では、貿易政策に関する調査として、貿易の障害となる情報の収集を行っている。具体的には、1980年代半ば以降の各国のアンチ・ダンピング税やセーフガード措置など貿易救済措置に関する情報をデータベース化した The Temporary Trade Barriers Database (TTBD) を作成している。

<sup>12</sup>[https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2024/11/31st-oecd-unctad-report-on-g20-trade-and-investment-measures\\_20f6f241/ea409cda-en.pdf](https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2024/11/31st-oecd-unctad-report-on-g20-trade-and-investment-measures_20f6f241/ea409cda-en.pdf)  
Inventory of investment policy developmentsは上記 URL 内の文書の Annex 1 に収録されている。



## 貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs）を巡る 最近の議論と日本の取組

### 1. 貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs）の現状

国際的に貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs：Trade-related Climate Measures）に関する議論が活発になっている。

その議論の一つに、カーボンリーケージ（carbon leakage）の問題がある。国際的に統一の定義はないが、ある国・地域による温室効果ガス排出規制の強化に伴い、①域内産品が温室効果ガス排出規制のより緩やかな海外の国・地域からの輸入産品によって代替されることや、②域内企業の生産拠点や投資先が温室効果ガス規制のより緩やかな国・地域に移転することを通じて、温室効果ガス排出規制の強化が、結果として地球全体の温室効果ガスの排出削減に寄与しない問題を指すと認識されている。この問題への対策として、EUをはじめ各国・地域において、炭素国境調整措置（CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism）の導入・施行に向けた動きが活発化している。

EU では、2023 年 10 月より、CBAM が導入されている。現在は移行期間とされており、輸入者は、CBAM 賦課金の支払義務は課されていないが、対象製品の輸入量や製品製造時の排出量（直接排出及び間接排出の一部）、輸出国で支払われた炭素価格について記載した CBAM 報告書について、四半期ごとに提出する義務を課されている。2026 年 1 月からは、CBAM 証書の購入を通じた CBAM 賦課金の支払い義務が課される予定である。なお、CBAM 証書の販売自体は 2027 年から開始されるとされている（第 I 部第 4 章 EU 「炭素国境調整措置」も参照。）。

また 2023 年 12 月には、英国も 2027 年までに CBAM を導入することを発表した。2024 年 3 月開始の公開コンサルテーション、同年 10 月の公開コンサルテーションに対する英国政府の回答において制度概要が明らかとされている。対象産品はアルミ、セメント、肥料、水素、鉄鋼の 5 品目、計測対象となる排出量の対象範囲は直接排出及び間接排出（電力使用に伴う排出）とされている。CBAM 賦課金の計算の基本的な考え方は EU CBAM と概ね変わらないが、計算要素の一つである英国内の実効炭素価格の算定において、UK - ETSに加え、同国内で発電に課される化石燃料賦課金も加味される点などは異なっている。また、少額取引に対する適用除外が年間の輸入額単位で設けられている点も EU CBAM と異なっており、対象産品の輸入額が年間 5 万ポンド以下である場合、CBAM 賦課金の支払い義務の対象外とされている（EU CBAM では、輸入量が年間 50 トン以下の場合、CBAM 賦課金の支払い義務の対象外に改正される見込み）。

さらに、豪州でも、2023 年 11 月に第 1 回のカーボンリーケージレビューが実施された。同レビューでは、カーボンリーケージ防止の観点から複数の政策オプションが検討され、その 1 つとして国境炭素調整（BCA：Border Carbon Adjustment）導入の可能性が示された。また、2024 年 10 月には第 2 回のカーボンリーケージレビューが実施され、検討段階のものとして BCA のデザイン案が示された。同レビューでは、対象産品としてセメント、クリンカを優先的に検討し、計測対象となる排出量の対象範囲は GHG Protocol で定義されるスコープ 1（直接排出）のみとすべきとされている。また、EU・英国の方針と比べ、特徴的な点として、輸入産品の排出強度（emissions intensity）が豪州域内産品の排出強度よりも高い場合、かつ、輸入産品が既に支払った炭素コストが豪州域内で同量の排出により課される炭素コストよりも低い場合（＝カーボンリーケージが生じ得る場合）にのみ賦課金が課される制度設計とされている。

図. 各国が導入/検討している炭素国境調整措置の制度比較

国・地域	導入・検討の段階	対象品目	賦課金額の算定方法	控除される域外の炭素価格	免除措置(デミニミス)
EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入済(移行期間)</li> <li>※2023年5月施行、同年10月から移行期間、2026年1月から賦課開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメント</li> <li>アルミ</li> <li>肥料</li> <li>電力</li> <li>水素</li> <li>鉄鋼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品単位当たり体化排出量×製品輸入量×CBAM証書価格</li> <li>排出量：実際の排出量又はデフォルト値※</li> <li>※実際の排出量が計測できない場合のため、輸出国別、製品別に、平均体化排出量に基づき設定</li> <li>排出範囲：直接排出と間接排出(当面、アルミ、水素、鉄鋼は直接排出のみ)</li> <li>CBAM証書価格：EU-ETSの平均終値</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実効的に支払われた炭素価格のみが控除対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1貨物につき150ユーロを超えない製品の輸入は免除</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討中</li> <li>※2027年1月から施行を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメント</li> <li>アルミ</li> <li>肥料</li> <li>水素</li> <li>鉄鋼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の体化排出量×英国国内の実効炭素価格(UK CBAMレート)</li> <li>排出量：実際の排出量又はデフォルト値※</li> <li>※実際の排出量が計測できない場合のため、輸出国共通で、製品別に、英国の主要な貿易相手国の生産量に応じた加重平均体化排出量に基づき設定</li> <li>排出範囲：直接排出と間接排出</li> <li>UK CBAMレート：UK ETS価格、UK ETSの無償割当、英国内の化石燃料賦課金を加味して計算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明示的炭素価格のみが控除対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間50,000ポンド以下の輸入は免除</li> </ul>
豪州	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討中</li> <li>※政府に政策提言するカーボンリーグズレビューの内容であり政府方針ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメント</li> <li>クリンカ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪州国内の排出許容値を超過した製品の体化排出量×豪州炭素ユニット価格(排出許容値内に収まる場合は費用負担なし)</li> <li>排出量：実際の排出量又はデフォルト値※</li> <li>※詳細を検討中</li> <li>排出範囲：直接排出</li> <li>豪州炭素ユニット価格：豪州炭素クレジット(ACCUs)の直近平均値を用いるなど検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明示的炭素価格のみが控除対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討中</li> </ul>

## 2. TrCMsの体化排出量の計測手法に関する課題

このように、CBAMをはじめとするTrCMsを導入・検討する動きが活発化している。こうした中、仮に各国のTrCMsがそれぞれ異なる態様・方式で輸入産品等の体化排出量の計測を求めることとなれば、これに対応する事業者等にとって過度な負担となることが懸念されている。特に、中小企業や発展途上国の事業者等にとっては大きな問題であり、貿易障壁にも繋がり得る。事業者等の対応コストを可能な限り低減するためには、各国がTrCMsの導入に際し、体化排出量の計測手法について、可能な限り、国際的に広く認知された基準に基づいた計測手法を採用することが考え得る。

こうした問題意識が高まる中、GHG排出量の計測手法の国際的な基準の確立や各国の異なる基準間の相互運用性の確保を模索する取組が官民の双方で進められている。例えば、2022年のOECD閣僚理事会で設立されたOECDの炭素緩和アプローチに関する包摂的フォーラム(IFCMA: Inclusive Forum on Carbon Mitigation Approaches)では、EITE(energy-intensive trade exposure)セクターに焦点を当て、セクター、製品単位での炭素集約度の計測手法の現状及び課題の分析が進められており、2024年11月に公表されたレポート<sup>1</sup>では、異なる炭素集約度に関する基準や方法が企業の対応コストを上昇させ得るため、国際的な政府間による協調が重要である旨、などが指摘されている。また、日本が議長を務めた2023年のG7では、日本の主導で鉄鋼分野の生産、製品のGHG排出に関するデータ収集フレームワークの実施に向けた作業開始が合意され、これに基づき、ISOに基づく測定基準を含む5つの主要な計測手法の相互運用を可能とするための取組が進められている。

## 3. TrCMsを巡る国際フォーラムでの議論

各国で導入・検討が進むTrCMsに対しては、途上国を中心に他国から、気候変動対策という目的のみではなく、域内産業を保護する目的があり、貿易保護主義的である旨の批判がなされている。例えば、2023年10月のWTO市場アクセス委員会では、インドから「EU CBAMは排出量の追跡、測定、

<sup>1</sup> OECD (2024), "Towards more accurate, timely, and granular product-level carbon intensity metrics: challenges and potential solutions: An IFCMA report", Inclusive Forum on Carbon Mitigation Approaches Papers, No. 4, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/87bbd6bf-en>.

報告等の複雑さに対処できない中小・中堅企業に過度な負担を強いるもの」であり「貿易保護主義的な措置だと思わざるを得ない」との批判がなされている<sup>2</sup>。また、同年 11 月の WTO 貿易と環境委員会（CTE: Committee on Trade and Environment）では、中国から、国境炭素調整について、設計、貿易への影響、環境効果、包摂性等の様々な観点から論点を提示したペーパーが提出された<sup>3</sup>。

こうした中、新たな議論の方向性を見出そうとする動きも出てきている。2024 年 4 月の WTO・CTE では、米国から、異なる TrCMs による不必要なコストと貿易上の緊張を軽減すべく、異なる措置間の一貫性や相互運用性を高めるための議論を行うことが提案された<sup>4</sup>。また、同年 6 月の同委員会では、中国より、TrCMs の設計のためのガイダンス作成を目的とした、TrCMs の設計に関する各国のプラクティスの共有や、異なる TrCMs の整合性と相互運用性の強化に関する議論を行うことが提案された<sup>5</sup>。これら提案は、TrCMs のフラグメント化の問題に焦点を当て、それらの相互運用性を高める議論を行うことを目的としたものだが、相互運用性をどのように確保するかについて具体的な内容は示されていない。

#### 4. WTO・CTE での体化排出量の計測手法に関する日本の提案内容

TrCMs の導入・検討に関する動きの活発化や、TrCMs を巡る国際フォーラでの議論を背景に、日本は、各国の異なる TrCMs がフラグメント化し、必要以上に貿易制限的になることを防ぐ観点から、2024 年 10 月の WTO・CTE において、体化排出量の計測手法に関する国際的なガイダンスの策定に関する提案を提出した<sup>6</sup>。提案の概要は以下のとおり。

##### <提案の背景、前提>

- 各国・地域で様々な異なる貿易関連気候措置（TrCMs）が検討・導入される中、TrCMs に関連する **技術的な問題の実践的な議論、貿易に対する不要な障害の回避、開発途上国が直面する課題の考慮**に幅広く関心が寄せられている。
- **体化排出量の計測手法は、貿易関連気候措置のフラグメント化を回避するためにメンバー国が協力できる重要な分野**として繰り返し言及されており、この分野で WTO の枠組みを確立することは有用。
- **体化排出量の計測基準自体を策定・採択する議論は行わず**、国際貿易への潜在的な影響を考慮し、計測手法に関するメンバー国の意思決定を導く枠組みを構想。

<sup>2</sup> WTO ウェブページ参照 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/MA/M79.pdf&Open=True>)

<sup>3</sup> WTO ウェブページ参照 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/CTE/W258.pdf&Open=True>)

<sup>4</sup> WTO ウェブページ参照 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/CTE/W260.pdf&Open=True>)

<sup>5</sup> WTO ウェブページ参照 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/CTE/W263.pdf&Open=True>)

<sup>6</sup> WTO ウェブページ参照 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/CTE/W264.pdf&Open=True>)

## &lt;国際的なガイダンスの骨格&gt;

■セクション1：分野横断的なコミットメントの確認

- 体化排出量の計測に際し、利用可能な国際的な計測手法が存在する場合、そうした計測手法を採用すること
- 体化排出量の計測の非差別的な適用、必要以上に貿易制限的でないこと、中堅・中小企業を含め過度な行政手続き負担・コストの回避
- 少量の貿易を対象外とするためのデミニミス値の設定
- 緻密な体化排出量の計測が現実的でない、または、過度な負担となる場合のデフォルト値の利用
- 企業の機密情報の適切な保護
- 貿易相手国の計測手法に関するキャパシティ構築のための技術協力の促進
- 関連する WTO 協定との関係の明確化

■セクション2：セクター固有の具体的な計測手法リスト（附属書）

- メンバー国が、特定のセクターについて分野横断的セクションの要素と整合的な国際的に認められた基準を採用する場合は、本ガイダンスに基づき WTO にコミットメントを通知することが可能。

TrCMs の相互運用性の確保に関連しては WTO ・ CTE で議論が進行中だが、日本としても、2024年10月に提出した提案を中心に、実務に資する成果に向けて、議論に貢献していく。